

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者認定制度実施要綱

第1 目的

生物多様性を保全する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・拡大を図り、次世代へ継承すべき持続的な農業システムとして価値のある茶草場農法実践者（以下「農法実践者」という。）を認定することで、環境保全への啓発、静岡茶ブランドのイメージ向上及び茶草場農法への取り組みの動機増大を図り、茶草場農法の維持・拡大と地域産業の活性化に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、以下の各号の用語ごと、記載された要件をすべて満たすものをいう。

(1) 茶草場

主に茶園のうね間に敷く草を採取するための採草地として、特定の農業者によって継続的かつ専用的に管理され、原則として一年に一度、秋から冬にかけて草の刈り取りが行われている草地をいう。ただし、不定期に管理される河川堤防敷及び公園等における草地は除く。

(2) 茶草場農法

良質茶を生産する意志を持って、通常の花栽培に加えて、原則として一年に一度、(1)の茶草場から刈り取った草を、翌年の茶期までの間に茶園のうね間等に投入する農法をいう。

第3 認定の対象

農法実践者の認定対象者は、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」認定地域（以下「認定地域」という。）内に住所を有し、茶草場農法に取り組む農業者とする。ただし、集落又は荒茶共同工場等の単位において、構成員全員が参加し、以下のいずれかに該当する協定が結ばれている場合に限り、集落又は荒茶共同工場等を単位として認定することができるものとする。

(1) 構成員全員が茶草場農法に取り組むことが明示されている場合。

(2) 構成員全員が営農する区域内において現在管理されている茶草場を、将来にわたり当該協定に参加する構成員全員の取り組みによって維持・拡大するとともに、茶草場農法の維持・拡大に努めることが明示されている場合。

第4 認定基準

農法実践者の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 農業者等（集落や荒茶共同工場等の単位において茶草場農法への取り組みに対する協定を結んでいる場合はその単位。以下同じ。）のその営みによって、生物多様性が守られるなど環境の保全に貢献していること。

(2) 農業者等が維持している管理茶草場面積の茶園経営面積に対する比率（以下「基本指標」という。）が5%以上あること。

第5 認定の区分

農法実践者の認定の区分は、認定対象者の基本指標に応じて、次の区分とする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 5%以上25%未満 | 一葉 |
| (2) 25%以上50%未満 | 二葉 |
| (3) 50%以上 | 三葉 |

第6 認定の申請

(1) 農法実践者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）により、必要書類を添えて住所地の所在する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会構成市町（以下「協議会構成市町」という。）を經由し、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（以下「協議会」という。）に申請するものとする。

(2) 認定期限が満了する場合において再度の認定申請を行う場合は、認定期限が満了する2ヶ月前から1ヶ月前までの間に、認定申請書に必要書類を添えて協議会に申請するものとする。

第7 認定の手続

- (1) 協議会は、認定申請書の提出があったときは、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者認定委員会（以下「認定委員会」という。）に諮問して、認定の可否及び認定の区分を決定するものとする。
- (2) 協議会は、申請者を認定したときは、当該申請者に認定の区分を記載した認定証書（様式第2号）を交付する。
- (3) 協議会は、(2)の認定に際し、必要と認める条件を付すことができる。
- (4) 協議会は、認定基準に適合しないと認めたときは、理由を付して審査結果通知書（様式第3号）によりその旨を当該申請者に通知する。
- (5) 協議会は、認定証書の交付を受けた者（以下「認定者」という。）を公表するとともに、認定者の認定の表示、その他必要な事項を管理する。

第8 認定の審査

- (1) 認定委員会は、認定にかかる審査を行うものとする。
- (2) 認定のための審査は、書類審査及び申請にかかる茶草場等の現地確認等のほか、必要に応じて申請者からの意見聴取により行うものとする。

第9 認定の有効期限

- (1) 第7の(2)に規定する認定の有効期限は、認定した日の属する年度の3年後の年度に属する2月末日までとする。ただし、制度施行年にあつては平成29年2月末日までとする。

第10 認定内容の変更

- (1) 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに住所地の所在する協議会構成市町を経由し、協議会に変更申請書（様式第4号）に既交付の認定証書を添付し提出しなければならない。
 - ア 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき又は住所等を変更したとき。
 - イ 農業生産活動を行う経営茶園に変更が生じたとき。
 - ウ 維持、管理を行う茶草場に変更が生じたとき。
 - エ その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。
- (2) 協議会は、変更届出書の提出があったときは、認定委員会に諮問して認定の可否を決定するものとする。
- (3) 協議会は、変更申請内容を確認し、認定したときは新たに認定証書を交付する。
- (4) 協議会は、認定に適合しないと認めたときは、理由を付してその旨を審査結果通知書により通知する。

第11 調査及び報告

- (1) 協議会は、認定者に対し必要があると認めるときは、認定申請書記載事項等の内容について調査を行うことができる。
- (2) 協議会は認定委員会に対し、(1)に規定する調査の実施について、協力を求めることができる。

第12 認定の取消し

- (1) 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - ア 認定の取消しの届け出があったとき。
 - イ 認定基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - ウ 第11の(1)の規定による調査を正当な理由なく拒否したとき。
 - エ 茶草場農法の実践による生産等を1年以上中止又は廃止したとき。
 - オ その他認定を取消すべき重大な事由が生じたとき。
- (2) (1)のアの認定の取消しの届け出は、既交付の認定証書を添付し、認定取消申請書（様式第5号）により行うものとする。
- (3) 認定を取り消された者は、原則として取消の日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

- (4) 協議会は、この要綱の規定に違反をして、認定を受けた者又は世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者等に対する信頼を失墜させる行為を行った者には、直ちに認定の取消しを行うとともに、当該者からの再度の認定申請を受け付けないことができる。
- (5) 協議会は、認定の取消しがあったときは、その認定の取消しを受けた者を公表することができる。

第13 認定者の責務

- (1) 認定者は、この要綱の規定を遵守するとともに、農法実践者として積極的に世界農業遺産「静岡の茶草場農法」のイメージ向上に努めなければならない。

第14 認定の表示

- (1) 認定者は、別に定める基準により認定を受けた旨の表示をすることができる。
- (2) 協議会は(1)により表示を行った者に対し、必要があると認めるときは表示内容等について調査を行うことができる。
- (3) 協議会は認定委員会に対し(2)に規定する調査の実施について、協力を求めることができる。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月6日から施行する。